

STOP!! 長時間労働

～あなたの働き方は大丈夫?～

相談
無料

秘密
厳守

携帯・
スマホ
OK

今の働き方、
仕方がないと
思ってる!!?



連合なんでも
労働相談ダイヤル

0120-154-052
いこうよ れんごうに

日本労働組合総連合会（連合）



日常化する長時間労働

毎日
働き過ぎ!!

家族と
会話する
時間もない
じゃない!!

毎日早朝から
深夜まで仕事...

もう
寝たい...



『36協定』は...??

聞いたこと
ないなあ...

ただいまー



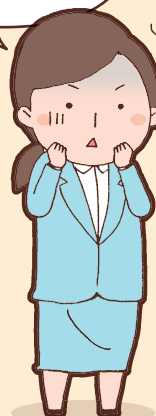
あんたの会社に
残業のルールは
ないの!?



“残業代が支払われない” サービス残業が横行

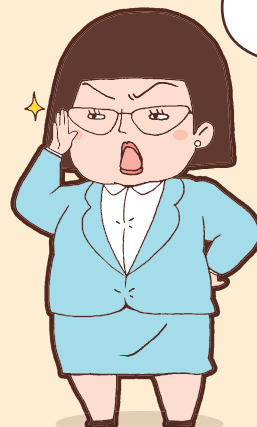
それって
サービス残業
じゃない?

がーん



タイムカードは
定時に押して!!

でも仕事は
してね!



有給休暇を 取らせてもらえない

なに
言ってるの?

パートには
ないよ!

休むなら
欠勤扱い
だよ!!



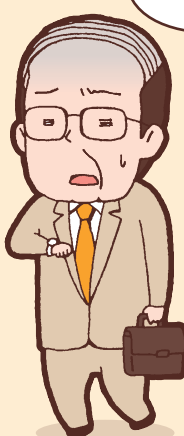
有給休暇を
取りたいの
ですが...



休日出勤も当たり前

仕方ない
だろう...

いつてきます



あんた!
今日は休日
でしょ。

また会社
行くの!?

いつに
なったら
休めるの!





みんなが安心して働くために、

さまざまな **きまり** があります!!

(法律)



労働時間の きまり

原則 労働基準法では
「1日8時間1週40時間」と定められています。

ちなみに… 会社が労働者に残業させるためには、
「時間外・休日労働協定(36協定)」が必要です。

休日の きまり

1週間に1日または4週間を通じて4日の
休日が必要です!

休日に働いた場合は、休日 **割増賃金** が支払
われます。

36協定ってなに?

上記の時間を超えて勤務を命じる場合は、会社は、労働者の
過半数で組織する労働組合、労働組合がない場合は、労働
者の過半数を代表する者と書面による協定(時間外・休日労働
協定)を結び、労働基準監督署に届け出る義務があります(労
働基準法第36条)。これを通称「**36(さぶろく)協定**」といいます。

有給休暇の きまり

採用から6ヶ月以上継続して働き、全労
働日の8割以上出勤していれば、パート
でもアルバイトでも有給休暇は付与され
ます。また、有給休暇を取得する際、理
由を会社に言う必要はありません。

そして…残業をしたときは、**残業代** が支払われます!

残業代の きまり

割増賃金(残業代) の割増率は法律で決まっています。

①時間外労働(1日8時間または1週40時間を超える場合)	25%以上
②深夜労働(午後10時～翌日午前5時)	25%以上
③法定休日の労働	35%以上
④深夜の時間外労働(1日8時間または1週40時間を超えた部分)	50%以上 (①+②)
⑤法定休日の深夜労働	60%以上 (②+③)

例 時給1,000円で働いている人が
→ 1日8時間を超えて働いたときの
時給は

時給 **1,000円 × 1.25 = 1,250円**

ワーク・ライフ・バランスは大事だよ!

働き方に疑問を感じたら、ひとりで悩んだり、我慢しないで、

知ってた?

守られてる?

STOP! 長時間労働
～あなたの働き方は大丈夫?～

2016年

12月6日(火)～7日(水)

10:00～19:00 (上記期間以外も常設しています)

連合なんでも労働相談ダイヤル

いこうよ

れんごうに

相談
無料

秘密
厳守

携帯・
スマホ
OK



0120-154-052